

民間給与関係資料

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 649 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 410 人（行政職に相当する調査実人員 344 人）、初任給関係以外の調査職種 6,144 人（行政職に相当する調査実人員 5,550 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、55,906 人であり、行政職に相当するものは 48,488 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から133事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第14表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 14 表 産業別・企業規模別調査事業所数

企業規模 産業分類	規 模 計					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 124	事業所 24	事業所 16	事業所 17	事業所 52	事業所 15
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	3	1	—	—	—	2
製 造 業	89	14	13	14	38	10
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	10	5	1	—	4	—
卸 売 業 , 小 売 業	1	1	—	—	—	—
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	3	—	1	—	2	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	18	3	1	3	8	3

注 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が 1 所、調査不能の事業所が 8 所あった。

2 調査対象事業所 133 所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 1 所を除いた 132 所に占める調査完了事業所 124 所の割合（調査完了率）は、93.9%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	7	54.8	757,186	68	757,118	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	5	53.8	809,534	98	809,436		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	57.0	641,100	0	641,100		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	21	55.5	660,200	0	660,200	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	15	56.0	674,443	0	674,443		
短大卒	2	56.5	593,100	0	593,100		
高校卒	3	53.7	601,558	0	601,558		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部長	117	52.8	644,948	1,246	643,702	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	88	52.9	658,533	1,707	656,826		
短大卒	6	49.1	625,568	0	625,568		
高校卒	23	53.3	604,429	0	604,429		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	96	52.1	655,146	977	654,169	同上	同上
大学卒	67	51.8	685,778	845	684,933		
短大卒	10	52.0	614,702	619	614,083		
高校卒	18	53.0	555,328	1,729	553,599		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	48	52.5	619,421	10,787	608,634	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
大学卒	42	52.8	636,763	10,198	626,565		
短大卒	3	51.4	519,411	0	519,411		
高校卒	3	49.5	518,362	28,404	489,958		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	28	54.0	744,390	0	744,390	同上	同上
大学卒	24	53.6	808,498	0	808,498		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	55.8	521,761	0	521,761		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	345	50.3	542,774	6,629	536,145	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	同上
大学卒	248	49.7	562,863	5,705	557,158		
短大卒	23	53.0	539,784	8,445	531,339		
高校卒	73	51.5	479,685	9,138	470,547		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	398	50.1	603,568	9,325	594,243	同上	同上
大学卒	257	49.9	630,830	5,060	625,770		
短大卒	36	51.1	587,270	12,920	574,350		
高校卒	99	50.7	523,456	22,609	500,847		
中学卒	6	46.9	543,537	0	543,537		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
216	47.5	489,623	65,966	423,657			
大学卒	169	46.9	505,572	70,843	434,729		
短大卒	22	47.4	396,980	37,351	359,629		
高校卒	25	52.1	456,653	56,145	400,508		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	169	46.6	589,471	41,030	548,441	同 上	同 上
大学卒	139	46.2	592,240	38,885	553,355		
短大卒	9	48.6	611,642	71,272	540,370		
高校卒	21	50.7	531,403	47,022	484,381		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	359	45.2	467,575	61,196	406,379	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	197	43.0	473,348	61,664	411,684		
短大卒	41	47.1	420,609	50,003	370,606		
高校卒	119	48.1	474,052	63,984	410,068		
中学卒	2	53.6	425,454	66,020	359,434		
技術係長	457	45.3	506,576	72,882	433,694	同 上	同 上
大学卒	240	43.6	514,894	81,688	433,206		
短大卒	35	47.8	495,714	70,177	425,537		
高校卒	179	47.5	495,801	59,844	435,957		
中学卒	3	58.0	525,205	89,976	435,229		
事務主任	296	39.6	381,983	68,862	313,121	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
大学卒	190	36.2	383,227	71,630	311,597		
短大卒	43	43.8	336,853	41,633	295,220		
高校卒	63	47.9	404,693	75,968	328,725		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	406	44.6	467,538	73,369	394,169	同 上	同 上
大学卒	244	43.7	482,581	75,532	407,049		
短大卒	34	45.7	470,354	90,520	379,834		
高校卒	125	46.8	425,019	62,696	362,323		
中学卒	3	48.7	392,588	34,316	358,272		
事務係員	1,311	37.7	302,694	36,518	266,176	同 上	同 上
大学卒	590	33.2	303,495	42,075	261,420		
短大卒	237	40.0	277,718	21,971	255,747		
高校卒	481	41.9	314,252	37,370	276,882		
中学卒	3	40.8	311,094	12,998	298,096		
技術係員	1,276	39.8	342,106	44,715	297,391	同 上	同 上
大学卒	534	33.2	338,774	51,348	287,426		
短大卒	134	35.7	302,174	30,804	271,370		
高校卒	594	44.5	351,552	43,131	308,421		
中学卒	14	48.5	355,090	45,031	310,059		

注3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9 級
大学卒	7	54.8	757,186	68	757,118		
短大卒	5	53.8	809,534	98	809,436		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	2	57.0	641,100	0	641,100		
工場長	—	—	—	—	—	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	12	54.3	717,334	0	717,334		
短大卒	9	53.9	734,183	0	734,183		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	2	57.0	640,265	0	640,265		
事務部長	—	—	—	—	—	2 課以上または構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	68	52.7	733,645	108	733,537		
短大卒	55	53.0	749,457	140	749,317		
高校卒	3	49.4	667,046	0	667,046		
中学卒	10	52.3	683,402	0	683,402		
技術部長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	66	51.6	701,249	441	700,808		
短大卒	54	51.8	714,634	59	714,575		
高校卒	7	50.5	662,919	997	661,922		
中学卒	5	50.4	563,955	4,889	559,066		
事務部次長	—	—	—	—	—	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	30	54.4	792,688	0	792,688		
短大卒	28	54.5	803,059	0	803,059		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術部次長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	23	54.5	836,900	0	836,900		
短大卒	22	54.8	861,544	0	861,544		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務課長	—	—	—	—	—	2 係以上または構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 7 級、8 級
大学卒	228	50.9	598,951	6,089	592,862		
短大卒	183	50.3	609,093	4,046	605,047		
高校卒	14	55.4	587,811	9,347	578,464		
中学卒	31	52.4	545,226	16,358	528,868		
技術課長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	309	50.7	636,256	9,534	626,722		
短大卒	228	50.2	646,580	5,466	641,114		
高校卒	26	52.2	624,195	16,059	608,136		
中学卒	53	52.4	578,716	30,427	548,289		
中学卒	2	53.0	763,860	0	763,860		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
153	47.2	519,038	81,370	437,668			
大学卒	131	47.0	525,617	82,802	442,815		
短大卒	10	45.7	424,487	62,537	361,950		
高校卒	12	51.3	518,256	79,776	438,480		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	142	46.6	600,918	42,067	558,851	同 上	同 上
大学卒	123	46.3	599,567	39,065	560,502		
短大卒	7	48.5	629,886	75,242	554,644		
高校卒	12	50.5	596,288	67,084	529,204		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	250	46.1	502,381	69,297	433,084	係の長および係長級専門職	行政職 3級、4級
大学卒	138	43.7	508,842	68,708	440,134		
短大卒	24	48.0	466,713	57,552	409,161		
高校卒	87	49.2	501,243	72,435	428,808		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	402	45.4	511,312	74,205	437,107	同 上	同 上
大学卒	209	43.6	520,129	83,292	436,837		
短大卒	29	48.2	507,721	76,071	431,650		
高校卒	161	47.5	498,479	59,968	438,511		
中学卒	3	58.0	525,205	89,976	435,229		
事務主任	175	39.2	410,261	81,716	328,545	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
大学卒	119	36.1	408,777	82,676	326,101		
短大卒	18	42.8	376,611	56,389	320,222		
高校卒	38	48.5	428,528	88,098	340,430		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	307	45.2	491,664	78,942	412,722	同 上	同 上
大学卒	190	44.4	502,988	78,953	424,035		
短大卒	26	46.8	504,521	103,723	400,798		
高校卒	90	47.3	449,228	70,478	378,750		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	768	37.9	322,045	42,315	279,730	同 上	行政職 1級
大学卒	339	32.8	319,346	48,790	270,556		
短大卒	139	40.8	283,893	20,554	263,339		
高校卒	289	42.5	344,330	45,683	298,647		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	961	40.2	346,904	45,892	301,012	同 上	同 上
大学卒	369	33.0	347,179	54,867	292,312		
短大卒	95	35.3	303,444	31,081	272,363		
高校卒	485	44.9	354,298	43,515	310,783		
中学卒	12	49.4	354,142	42,227	311,915		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7 級、8 級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	7	54.9	595,028	0	595,028	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	4	57.3	592,478	0	592,478		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部長	41	52.9	528,948	3,283	525,665	2 課以上または構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	26	52.7	516,093	5,215	510,878		
短大卒	3	48.8	594,400	0	594,400		
高校卒	12	54.4	539,181	0	539,181		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	20	53.1	564,424	3,640	560,784	同 上	同 上
大学卒	8	50.8	549,366	7,915	541,451		
短大卒	3	54.6	535,863	0	535,863		
高校卒	9	54.7	587,374	1,041	586,333		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	17	50.8	456,171	22,207	433,964	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	同 上
大学卒	13	51.1	447,532	23,498	424,034		
短大卒	2	50.1	487,357	0	487,357		
高校卒	2	49.5	480,308	36,147	444,161		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	3	54.5	508,367	0	508,367	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	100	48.4	439,905	9,047	430,858	2 係以上または構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5 級、6 級
大学卒	57	47.8	436,718	11,926	424,792		
短大卒	8	48.3	447,923	8,015	439,908		
高校卒	34	49.4	443,833	4,751	439,082		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	54	49.1	472,913	15,734	457,179	同 上	同 上
大学卒	19	48.2	480,990	1,159	479,831		
短大卒	9	48.4	476,433	4,263	472,170		
高校卒	26	50.0	466,008	29,929	436,079		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	57	48.3	416,227	25,109	391,118		
短大卒	37	46.1	420,754	20,843	399,911		
高校卒	8	51.0	406,954	28,877	378,077		
中学卒	12	53.5	408,476	35,749	372,727		
技術課長代理	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	25	48.6	433,312	25,798	407,514		
短大卒	14	46.9	450,464	35,877	414,587		
高校卒	2	49.5	432,228	32,228	400,000		
中学卒	9	51.1	406,247	8,325	397,922		
事務係長	100	43.0	377,439	41,544	335,895	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	55	41.1	374,672	42,881	331,791		
短大卒	14	46.3	365,913	48,266	317,647		
高校卒	31	44.9	387,494	36,184	351,310		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	50	43.6	434,223	54,395	379,828	同 上	同 上
大学卒	30	42.8	425,712	54,207	371,505		
短大卒	5	40.9	384,833	8,884	375,949		
高校卒	15	46.2	467,673	69,600	398,073		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	113	39.7	321,684	43,279	278,405	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	69	36.0	316,299	45,291	271,008		
短大卒	22	44.7	312,265	35,053	277,212		
高校卒	22	46.4	347,843	45,135	302,708		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	89	41.5	360,692	52,576	308,116	同 上	同 上
大学卒	48	39.3	368,647	59,908	308,739		
短大卒	8	41.5	331,710	36,945	294,765		
高校卒	32	45.0	357,521	46,648	310,873		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	446	36.0	274,880	29,769	245,111	同 上	行政職 1級
大学卒	228	33.0	275,083	31,158	243,925		
短大卒	72	38.9	273,696	29,357	244,339		
高校卒	145	39.3	273,683	27,803	245,880		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	293	36.5	305,626	35,369	270,257	同 上	同 上
大学卒	152	34.5	300,253	35,165	265,088		
短大卒	36	38.3	293,385	27,188	266,197		
高校卒	103	38.9	316,445	37,404	279,041		
中学卒	2	35.3	369,096	86,461	282,635		

4 規模 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	2	63.0	538,793	0	538,793	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	2	63.0	538,793	0	538,793		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	8	53.1	583,307	0	583,307	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	7	53.2	594,749	0	594,749		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	10	52.9	536,159	0	536,159	同 上	同 上
大学卒	5	52.9	572,271	0	572,271		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	4	52.5	494,759	0	494,759		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	X	X	X	X	X	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	2	51.5	567,630	0	567,630	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	17	53.2	443,977	1,306	442,671	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5級
大学卒	8	51.1	470,645	0	470,645		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	8	55.5	409,400	2,775	406,625		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	35	46.4	472,284	493	471,791	同 上	同 上
大学卒	10	43.9	463,150	799	462,351		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	20	47.9	469,917	463	469,454		
中学卒	4	45.8	501,778	0	501,778		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
6	47.3	333,123	0	333,123			
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	4	45.5	329,334	0	329,334		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	2	39.5	370,776	31,041	339,735	同 上	同 上
大学卒	2	39.5	370,776	31,041	339,735		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	9	43.2	333,278	19,758	313,520	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	4	41.5	369,333	33,304	336,029		
短大卒	3	43.8	292,020	6,667	285,353		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	5	48.1	357,423	18,874	338,549	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	46.5	363,656	14,889	348,767		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	8	46.9	360,291	40,491	319,800	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	2	51.0	396,837	13,239	383,598		
短大卒	3	43.2	279,556	7,055	272,501		
高校卒	3	47.8	416,662	92,095	324,567		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	10	43.8	336,611	18,778	317,833	同 上	同 上
大学卒	6	38.8	309,712	27,206	282,506		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	50.2	367,679	1,516	366,163		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	97	41.7	249,538	15,092	234,446	行政職 1級	
大学卒	23	41.2	287,811	27,110	260,701		
短大卒	26	38.6	252,919	14,037	238,882		
高校卒	47	43.9	229,674	10,115	219,559		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	22	36.5	300,367	38,660	261,707	同 上	
大学卒	13	32.3	289,759	31,347	258,412		
短大卒	3	38.5	302,186	47,001	255,185		
高校卒	6	44.5	322,441	50,336	272,105		
中学卒	—	—	—	—	—		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研 究 所 長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	構 成 員 50 人 以 上 の 所 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
研 究 部 (課) 長	18	48.0	584,169	0	584,169	2 室 (係) 以 上 ま た は 構 成 員 7 人 以 上 の 部 (課) の 長
研 究 室 (係) 長	24	41.0	421,421	4,998	416,423	構 成 員 3 人 以 上 の 室 (係) の 長
主 任 研 究 員	45	37.5	381,472	31,267	350,205	下 記 研 究 員 よ り 上 位 の 者 (研 究 所 長 の 職 名 を 有 す る 者、 上 記 研 究 部 (課) 長 お よ び 研 究 室 (係) 長 を 除 く。)
研 究 員	46	30.2	298,085	24,472	273,613	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 31 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
病 院 長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	部 下 に 医 師 ま た は 歯 科 医 師 5 人 以 上
副 院 長	5	61.5	1,474,411	320,393	1,154,018	上 記 病 院 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者
医 科 長	13	48.9	1,308,821	389,820	919,001	部 下 に 医 師 ま た は 歯 科 医 師 1 人 以 上
医 師	27	37.3	1,117,068	334,232	782,836	
歯 科 医 師	X	X	X	X	X	
薬 局 長	3	52.2	510,119	36,036	474,083	部 下 に 薬 剤 師 2 人 以 上
薬 剤 師	22	34.2	396,977	83,371	313,606	
診 療 放 射 線 技 師	27	36.2	395,243	96,089	299,154	
臨 床 検 査 技 師	29	38.7	368,262	70,262	298,000	
栄 養 士	26	34.4	272,168	6,895	265,273	
理 学 療 法 士	33	31.5	311,356	24,191	287,165	
作 業 療 法 士	23	31.9	291,277	10,646	280,631	
総 看 護 師 長	4	52.0	560,358	24,203	536,155	部 下 に 看 護 師 長 5 人 以 上
看 護 師 長	40	46.5	469,538	74,994	394,544	部 下 に 看 護 師 ま た は 准 看 護 師 5 人 以 上
看 護 師	116	33.3	360,270	73,592	286,678	
准 看 護 師	31	43.2	315,563	57,860	257,703	

その4 教育関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
高等学校校長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	
高等学校教頭	5	56.3	721,042	7,575	713,467	
高等学校教諭	45	44.5	602,984	1,819	601,165	

その5 技能・労務関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
電話交換手	人 2	歳 56.5	円 259,856	円 1,431	円 258,425	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	4	58.4	272,119	19,646	252,473	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守衛	X	X	X	X	X	
用務員	X	X	X	X	X	

その6 再雇用者（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	その1の1規模計の備考欄参照
事務・技術部長	5	61.8	519,234	23,628	495,606	
事務・技術課長	18	61.6	312,662	8,266	304,396	
事務・技術課長代理	3	61.5	491,387	0	491,387	
事務・技術係長	34	61.9	226,551	15,491	211,060	
事務・技術主任	9	61.3	215,094	18,469	196,625	
事務・技術係員	185	62.4	237,896	11,668	226,228	

第 16 表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(平成 31 年 4 月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 100 人未満	
		円	円	円	円	
新卒事務員・技術者計	大学卒	203,243	210,183	196,704	X	
	短大卒	182,678	※ 176,750	184,453	-	
	高校卒	166,753	167,663	165,433	X	
	新卒事務員	大学卒	199,516	207,440	192,611	X
		短大卒	※ 176,430	※ 176,750	※ 176,160	-
		高校卒	165,449	166,117	※ 163,855	-
	新卒技術者	大学卒	208,600	※ 214,464	※ 203,945	-
		短大卒	※ 189,012	-	※ 189,012	-
		高校卒	167,683	168,826	166,433	X
新卒研究員	大学卒	※ 226,256	X	X	-	
新卒研究補助員	短大卒	X	X	-	-	
準新卒医師	大学卒	X	X	-	-	
準新卒薬剤師	大学卒	X	X	-	-	
準新卒診療放射線技師	大学卒	X	X	-	-	
新卒栄養士	大学卒	X	X	-	-	
準新卒看護師	養成所卒	※ 209,575	※ 214,400	※ 204,750	-	

注 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、平成 30 年度中に資格免許を取得し、平成 31 年 4 月までの間に採用された者をいう。なお、医師については、平成 28 年 3 月大学卒業後、平成 28 年度中に免許を取得し、2 年間の臨床研修を修了した後、平成 31 年 4 月までの間に採用された者に限っている。

3 「X」は、調査事業所が 1 事業所の場合である。

4 「※」は、調査事業所が 5 事業所以下であることを示す。

第 17 表 民間における家族（扶養）手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		80.7%
配偶者に家族手当を支給する		(82.1%)
子に家族手当を支給する		(100.0%)
家族手当制度がない		19.3%
被扶養者の 構成別 支給月額	配 偶 者	13,553 円
	配偶者と子 1 人	18,658 円
	配偶者と子 2 人	23,676 円

注 1 () 内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を 100 とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第 18 表 民間における住宅(住居)手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	46.6%
支給しない	53.4%
借家・借間居住者に対する住宅(住居)手当月額最高支給額の平均額の階層	29,000円以上 30,000円未満

第 19 表 民間における特別給の支給状況

項 目		区 分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)	円 360,188 361,153	円 269,269 278,047
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	834,944 790,672	495,145 494,451
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1) 上半期 (B2/A2) 年間計	月分 2.32 2.19 4.51	月分 1.84 1.78 3.62
年間の平均		4.50	

注1 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第 20 表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
			増 額 %	据置き %	減 額 %	
大学卒	規模計	23.4	(37.7)	(55.7)	(6.6)	76.6
	500人以上	25.4	(52.8)	(33.1)	(14.1)	74.6
	100人以上 500人未満	26.6	(26.8)	(73.2)	-	73.4
	100人未満	7.4	-	(100.0)	-	92.6
高校卒	規模計	25.8	(46.4)	(53.6)	-	74.2
	500人以上	25.1	(64.0)	(36.0)	-	74.9
	100人以上 500人未満	30.0	(31.2)	(68.8)	-	70.0
	100人未満	14.9	(50.0)	(50.0)	-	85.1

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 21 表 民間における給与改定の状況

役職段階	項 目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
	%	%	%	%
係 員	44.2	4.9	1.6	49.3
課 長 級	35.0	4.4	1.7	58.9

注 ベースアップ慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 22 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
		%	%	%	%		
係 員	88.0	88.0	21.9	11.5	54.6	0.0	12.0
課 長 級	81.4	81.4	20.5	11.4	49.5	0.0	18.6

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 23 表 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	企 業 規 模	項 目		
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給
		%	%	%
係 員	規模計	41.4	84.7	48.3
	500人以上	41.3	86.3	53.4
	100人以上500人未満	44.8	87.6	40.1
	100人未満	30.1	69.9	61.1
課 長 級	規模計	33.1	85.1	49.7
	500人以上	32.1	80.6	52.7
	100人以上500人未満	37.5	93.4	44.0
	100人未満	21.4	69.9	61.1

注 定期昇給の有無が不明および定期昇給制度の内容が不明の事業所を除いた事業所を100とした割合である（複数回答）。

第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規模計	54.9 %	45.1 %	64.8 %	35.2 %	46.6 %	53.4 %
	500 人以上	58.4	41.6	57.8	42.2	36.3	63.7
	100 人以上 500 人未満	54.7	45.3	70.1	29.9	56.3	43.7
	100 人未満	44.6	55.4	60.7	39.3	38.0	62.0

第 25 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
100.0 %	90.0 %	10.0 %	0.0 %

注 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 26 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	給与減額なし	
			60 歳で減額	
課 長 級		50.2 %	18.8 %	49.8 %
非 管 理 職		42.3	15.8	57.7

注 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第 27 表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 27 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
80.0 %	80.0 %

注 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。